

議 会 運 営 委 員 会 行 政 視 察 研 修 報 告 書

【視察先】

福島県棚倉町（令和7年7月29日）

福島県三春町（令和7年7月29日）

【報告者】

委 員 長	池田 淳子	P 1 ~ 2
-------	-------	---------

副委員長	豊岡 健太	P 3 ~ 5
------	-------	---------

委 員	衛藤 清隆	P 6
-----	-------	-----

委 員	岡山 栄蔵	P 7 ~ 8
-----	-------	---------

行政視察研修報告書

作成者氏名	池田 淳子
視察先・視察日	福島県棚倉町（たなぐらまち）・三春町（みはるまち） 令和7年7月28日・29日・30日
視察目的	通年議会導入の議会運営を学ぶため
研 修 内 容	
【福島県棚倉町】 棚倉町は、平成28年10月に通年議会について議会運営委員会が行政視察を行い、平成30年3月に「通年議会調査特別委員会」を設置し5回の委員会を開催の後、試行期間を経て令和2年1月1日より通年議会を施行。 会期を1月1日から当年の12月31日と定めているが、定例会はこれまで通り年4回開催しており、定例会会期日数は4日間程度で、これも、導入前と大きく変わりはない。 通年議会導入のメリットは、 ①招集手続きを経ずに議長の判断で本会議を開くことができ、機動的、弾力的な議会運営が可能となることから、災害時の突発的な事件や緊急の行政課題が発生した場合、速やかに本会議を開催し対応できることや、時期を逸せずに詳細な所管事務調査が可能となること、また、長の専決処分がほぼなくなり、議会での審議が可能になる。 ②審議時間を十分に確保することができることで、委員会の開催回数を多くするなど議員間討議の機会を増やすことにより、議案の修正等政策立案、政策提言を行うことができる。 ③議案等の提出、受理等を行える期間の制限がなくなり、次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるようになることで、請負契約締結議案などの早期解決、早期執行が可能になる。 などが挙げられた。 デメリットとしては、 ①地域での議員活動の時間が少なくなる恐れがある。 ②定例会の節目がほとんどなくなり、メリハリや緊張感がなくなる恐れがある。 とのことだったが、いずれも「恐れ」であって確定的ではないと感じた。 執行部との調整については、議会側から意見聴取を行い、町長専決案件について総務課と調整を行ったとのことだった。専決処分の金額の設定は熟慮するようアドバイスがあった。 棚倉町前議長からは、「通年議会の導入が目的ではなく、導入の目的が何なのかを明確にするべき」との意見があり、確かにそこは全議員が自覚をもって対応することが肝要だと思った。	

【福島県三春町】

三春町が通年議会に取り組むことになった経緯は、福島県内の7～8市町村が通年会期制を導入したことに伴い、「良い制度があるなら取り入れよう」ということで検討を始めたとのこと。そして、より機動的かつ活発な議会活動を可能とし、議会機能の強化・拡充を図り、町民福祉の向上と町政の伸展に資するため、令和3年1月より通年議会へ移行、実施は3月議会から。

定例会議として、3月・6月・9月・12月の年4回開催。毎月21日に全員協議会を開催。

導入のメリットについてはほぼ棚倉町と同様だが、デメリットについては「特にない」という回答が執行部の方からあったのが印象的だった。

執行部の拘束時間の増減についても、住民サービスについても、通年議会導入前後でほとんど変化はないとのこと。

また、議会運営で特徴的な内容としては、

- 一般質問の通告書を新聞折り込みに入れる。
- 防災無線（戸別受信機）で議会の模様を放送する。
- 6月及び9月定例会は土日開催としている。

調査研究・政策提案事項

昨年、通年議会についての行政視察後、全議員の総意にて通年議会導入を決定したことから、導入年数の浅い自治体を参考にしたいと思い、両町を研修先とした。

両町とも導入時を知る議員が多かったため、そのときの苦労や課題を聞くことができてよかった。また、比較的スムーズに通年議会への移行ができたという印象だった。

導入に際しては、条例や要綱の改正が大変になると思うが、「改正は事務局任せにせず、議員もしっかり関わること」と棚倉町の前議長から指摘があったので、責任を持って関わっていきたいと思っている。

また、全議員が通年議会を理解するために研修会も開催してもらえることになったので、しっかり学びたいと思う。

通年議会の導入により、災害時を含む突発的な行政課題に対し会議を開くことができるため、柔軟な対応が可能となり、チェック機能の強化につながる。また常に会期中であるため、活動と緊張感が高まる。そうしたメリットが町民サービスに十分つながるよう、議員の資質向上にも努めていきたい。

行政視察研修報告書

作 成 者 氏 名	副委員長 豊岡 健太
視察先・視察日	福島県棚倉町（たなぐらまち） 令和7年7月29日（火） 福島県三春町（みはるまち） 令和7年7月29日（火）
視 察 目 的	通年議会制について・議会の運営について（両町）
所 感	
1. 福島県棚倉町 人口は約 12,000 人、面積は日出町の 2 倍強の 160 平方キロメートルで、福島県南部に位置しており栃木県と茨城県に接している町である。議長、議運委員長や職員から丁寧な説明を受けた。 棚倉町では、令和2年1月1日から通年議会制を導入し、6年目を迎えている。 通年議会制を導入した目的は、「通年議会を通じて二代表制の一翼の議会の機能を強化し、議会が町民の信託を受けた議事機関としての職責を果たすこと」とのこと。導入に向け福島県内や石川県等の他の自治体へ視察研修に行き、約3年間の準備期間を経て令和2年から施行。 事前に当方から提出させて頂いていた質問事項に対して丁寧に回答を頂いた。 「これまでの定例会と会議の回数の変化は」という問いに対し「委員会の開会数は増加傾向にある」との返答で、町の工事契約等事業計画に合わせた議会回数となり、こちらも増加傾向となっているとのこと。 また、「執行部を拘束する時間の増減傾向は」の問いには、「開催回数の増加に伴い、拘束時間は増加した」との回答であったが、それによる住民サービスが低下したということはないとのこと。個人的にもその点が気がかりであったので安心した。 議会事務局や執行部の負担の変化については、回数が増えた分負担は増加したが、反面簡素化された部分もあり、スムーズな運営になったとの回答もあった。 他にも、通年議会を導入している他自治体（5町）の内容の比較資料を作成頂いており、今後の日出町の導入の参考にしたいと感じた。	
	

福島県三春町

人口は約 16,000 人、面積は日出町とほぼ同じの 72 平方キロメートルで、福島県の中部に位置している町で、三大桜の一つである「三春滝桜」が名所である。

議長を始め、議運委員長ら多数の議員や事務局から丁寧な説明を受けた。

2 年弱の準備期間を経て、令和 3 年 1 月議会から通年会期を実施。町政に対する監視機能の強化、政策立案機能の強化や緊急時の議会開催を目的としているが、要は議会を軽視させない、二代表制という対等な立場を明確にする意図を感じた。

専決事項については、通年会期制の場合、柔軟な本会議の開催が可能のため町の専決処分は不要になるが、最低限の項目を設定。周辺自治体の実態を参考に、7 項目を設定しているとのことであった。

少し驚きだったのは、議員は議会の許可を得て発言の取り消しまたは議長の許可を得て発言の訂正をすることができるが、発言のあった当日中に申し出なければならないと定めていたことであった。今後、日出町において導入する際の参考にしたい。

定例会議標準日程については原則 4 日間だが、実際は議案数や一般質問発言者数の関係で期間は一定しないとのこと。

印象に残ったのは、6 月議会と 9 月議会に関しては、一般質問を土日に開催するということである。町民から「平日の昼間は傍聴に行けないので土日に開催してほしい」という意見があり、それに応えたものである。平日開催よりも傍聴者が増えたとのことで、今後の日出町の参考にしたいと感じた。



今回の視察研修の中で、最も印象に残ったのは、棚倉町の前議長が仰っていた「通年議会を導入する目的を明確にし、何のために導入するかを意識して行動すべき」という言葉である。

通年議会を「導入すること」が目的ではなく、町の発展のために導入するという強い意思を持つことが大事だと感じた。

両町とも意見が同じだったのは、通年議会になったからといって、導入以前と比べそこまで大きな変化は感じられないという意見が多かった。

また、想像はしていたことだが、首長の専決処分を安易にさせないということが最も大きなポイントであった。

前述の通り、執行部と議会は二元代表制の元、対等な立場であるという緊張感を執行部に対し認識してもらうことも大事なポイントである。議会や委員会が、いつでも開催できるということは、議員側の緊張感も増し、議員の資質向上にもつながると思う。

令和８年度から導入する方向で動いているが、導入することが目的ではなく、通年議会を通して、日出町がより良くなる手段の一つとなるよう、議会としても個人としても研究を重ね、大分県下初の通年議会を実現したい。



行政視察研修報告書

作 成 者 氏 名	衛藤 清隆
視察先・視察日	福島県棚倉町議会 福島県三春町議会 令和 7 年 7 月 28、29、30 日
視 察 目 的	通年議会制について 議会の運営について
所 感	
福島県棚倉町、三春市の議会内容は棚倉町が人口 12,919 人（令和 7 年、4 月末）で議員定数が 14 人（女性 2 人）、三春町が人口 16,189 人（令和 7 年、3 月末）で議員定数が 16 人（女性 3 人）となっています。定例会については棚倉町、三春町ともに年 4 回開催されていて棚倉町は 3 月が 8 日間 6 月が 3 日間 9 月が 4 日間 12 月が 3 日間で三春町は 4 回の定例会がそれぞれ 4 日間となっています。 通年議会が導入されたのは棚倉町が令和 2 年 1 月 1 日から、三春町が令和 3 年 1 月からで共に会期を 1 月 1 日から 12 月 31 日までと定めています。 通年議会の導入理由としては定例会の招集権は町長にあり、突発的な事件や緊急の行政課題については議会が招集されない限り対応出来なかった事や専決処分に課題があった事から、議長の権限で本会議を開催できる通年議会制を導入した。 これによって議会の機能が強化され、議会が町民の信託を受けた議事機関としての職責を果たすことを目的とした大きなメリットとしては町政に対する監視機能の強化で、専決処分は議会の審議が可能になる為原則なくなり、また災害等突発的な事件や緊急課題が発生した場合速やかに招集が可能になり対応できる等がある。その反面、定例会との節目がほとんどなくなりメリハリや緊張感がなくなる。また地域間での議員活動の時間がなくなる恐れがある等のデメリットもあるとの説明を受けたところです。	
調査研究・政策提案事項	
今回の研修目的であります通年議会制においていろんな現場の声を聞くことができました。今、日出町議会では通年議会制導入が検討されていますが、これから議会と執行部との間で導入に伴う課題について共通認識をもつ必要があると感じます。 また町民に対する説明責任の観点からも現状における課題の整理、導入の目的、効果等を整理する必要があると思いました。 もし導入するのであれば 2026 は改選の年でもありますし、更に議論を深めて 2027 年 1 月 1 日からの実施が望ましいのではと感じています。	

行政視察研修報告書

作成者氏名	岡山 栄蔵
視察先・視察日	福島県棚倉町 令和7年7月29日 福島県三春町 令和7年7月29日
視 察 目 的	棚倉町 通年議会の取組み 三春町 通年議会の取組み
研 修 内 容	
○棚倉町 通年議会の取組みまでの経緯 平成 28 年 10 月 議会運営委員会行政視察石川県内灘町、中能登町 平成 30 年 3 月 14 日 通年議会調査特別委員会設置(継続調査)及び第 1 回委員会 第 2 回 5 月 8 日、第 3 回 5 月 25 日、第 4 回 8 月 10 日、第 5 回 8 月 27 日 令和元年 4 月 25 日 執行部への意見書依頼、回答 5 月 15 日 令和元年 6 月定例会終了後から 9 月定例会初日まで試行期間 令和元年 9 月 定例会において議案等提出 令和 2 年 1 月 1 日 施行 ○三春町 通年議会の取組みまでの経緯 令和元年 6 月 福島県小野町へ視察 令和 2 年 9 月 定例会にて条例改正 令和 3 年 1 月 通年議会へ移行 ※移行までの間、議会運営委員会で協議・先進地の視察	
調査研究・政策提案事項	
● 研修としてはメリット・デメリットが気になっていたが、想定していた内容であった。まずメリットとしては以下の通りであった。 ①招集手続きを経ずに議長の判断で本会議を開くことができ、機動的、弾力的な議会運営が可能となる。 ・災害時の突発的な事件や緊急の行政課題が発生した場合、速やかに本会議を開催し対応できる。 ・随時に委員会の所管事務調査ができるため、時期を逸せずに詳細な調査が可能となる。 ・長の専決事項がほぼなくなり、議会での審議が可能になる。 ②審議時間を十分に確保することができる。 ・委員会の開催回数を多くするなど、議員間討議の機会を増やすことにより議案の修正等政策立案、政策提言を行うことができる。 ・委員会において、利害関係人や学識経験者等から意見を聴取する参考人制度の活用が容易になる。 ③議案等の提出、受理等を行える期間の制限がなくなる。 ・次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるようになり、請負契約締結議案などの早期議決、早期執行が可能になる。 ・意見書案、決議案など時選にあった提出や議決が可能になる。	

等が主ものである。デメリットとして、三春町は執行部・議会ともに無く棚倉町は、
①地域での議員活動等の時間が少なくなる恐れがある。
②定例会の節目がほとんどなくなり、メリハリや緊張感がなくなる恐れがある。
などあげられた。

【まとめ】

デメリットをあげれば、他市町を調べると他にもあるようだが、通年議会の目的を考えれば、長の専決処分を抑制することが大きなポイントである。

地方自治法では、長の専決処分は、議会を招集する時間的余裕がない場や、軽易な事項に限られており、通年議会を導入することで、緊急専決の必要性を減らし、議会によるチェックを強化することもできる。

地域によって特性を持ち、スムーズな議会運営を目指すことが先決である。

このような事から、日出町議会でもさらに調査研究を重ね早期施行に努めたいと考えます。